和歌山県青少年健全育成条例のあらまし

次代を担う青少年が、社会の成員として尊ばれながら、希望に満ち、心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いです。

青少年の健全な育成は、社会全体の責務であり、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組むことが大切です。



県民・保護者・事業者のみなさんへ

県では、県民、保護者、事業者、県の責務を条例に定め、相互に協力して青少年の健全育成 と保護に取り組むこととしています。

それぞれの立場で、自ら進んで、積極的な取組をお願いします。



この条例の目的(第1条)

青少年の健全育成に関する県の取組の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年の健全育成を阻害するものや非行を誘発するおそれのある行為を規制して青少年の健全な育成を図ることを目的としています。









青少年の定義(第8条)

18歳に達するまでの者をいいます。※婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。

保護者の責務に関する事項

●インターネット利用に係る保護者の努力義務(第21条の7)



保護者は、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年にインターネット上の有害な情報の閲覧、視聴等させないように努めなければいけません。

また、インターネットの利用に伴う危険性やインターネット利用に関するマナーを習得させ、健全な判断能力の育成を促すように努めなければいけません。

青少年が使用するスマートフォン、携帯電話等の契約の際のフィルタリングの利用と有効化措置が原則義務化されています。

青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際し、正当な理由がある場合を除き、フィルタリングを利用し、事業者と話しあって端末のフィルタリング有効化措置を講じてください。

※ フィルタリング、フィルタリングの有効化措置を希望しない場合は、正当な理由を記載した申出書を事業者に提出するとともに、「フィルタリング解除にかかる知事の意見要求書」を県に提出しなければいけません。

正当な理由とは

- 勤労青少年の就労に著しい支障が生じる
- 障害や疾病を抱える青少年の日常生活に著しい支障が生じる
- 〇 保護者が適切に監督することができる

がこれにあたります。





下記の理由は「正当な理由」には該当しません。

- うちの子に限って不適切なインターネット利用はありえないから
- 子供を信用しているから
- 特に必要ないから
- 子供がインターネットを自由に使えないのは、かわいそうだから
- フィルタリングしないように子供に頼まれたから

など

- ●深夜における外出の制限(第22条)
 - 特別の事情がある場合を除いて、夜間に青少年を外出させないようにしなければいけません。
 - ※ 特別な事情とは、勤労青少年が午後10時の夜業を終えて帰宅する場合、 学習塾から帰宅する場合のほか、災害の通報、家族が病気で医師を呼び に行くなど当然の場合をいいます。

夜間とは、午後10時から午前4時までの間をいいます。



事業者の責務に関する事項

関係業者等の自主規制(第12条)

興行を主催する者、図書等を取り扱う者、刃物類・器具類を販売する者、 広告物を掲示・管理する者、遊技場を営む者は、相互に協力し、青少年の健 全育成を害しないように自主的な措置を講じなければなりません。



有害興行の観覧禁止等(第14条)

● 興行者は、有害興行を青少年に観覧させてはいけません。

罰則30万円以下の罰金

● 興行者は、有害興行を行うときは、有害興行の指定を受けた旨、青少年の 入場を禁止する旨の掲示をしなければいけません。

罰則10万円以下の罰金

※有害興行とは、知事が

- 著しく性的感情を刺激するもの
- ・著しく粗暴若しくは残忍性を助長するもの
- ・犯罪若しくは自殺を誘発・助長するもの 等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め て指定したものをいいます。

掲示様式

たします。 18歳未満の方の入り 観覧させてはならない興行とし 和歌山県青少年健全育成条例に ただいま上映(上演)中の「

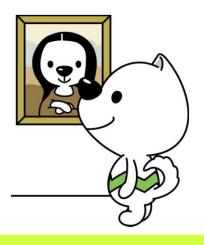
指定を受ける。 」は、

いまに

30cm

100cm





有害図書等の販売・貸付けの禁止等(第15条)

- 図書取扱業者は、指定のあった有害図書を青少年に販売、贈与、頒布、 交換、貸付けをしてはいけません。
- 図書取扱業者は、有害な図書類を青少年に見せ、読ませ、聞かせないよ うにしなければなりません。

罰則30万円以下の罰金

● 有害図書等をほかの図書等と区分し、店内の容易に監視できる場所に置か なければいけません。



有害図書等とは

知事が個別に指定します。

- ① 著しく性的感情を刺激するもの
- ② 著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するもの
- ③ 犯罪若しくは自殺を誘発・助長するもの

等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるもの

※1枚でもあれば有害図書類の対象となります。



個別に審査することなく、一定基準を満たすものは有害図書類とみなします。

- ① 卑わいな姿態等を被写体とした写真
- ② 書籍·雑誌等

卑わいな姿態等の写真又は描写した絵

卑わいな姿態等の絵を掲載するページ数が全体の5分の1以上を占めるもの

③ ビデオテープ・DVD等

卑わいな姿態等の場面の時間が合わせて3分を超えるもの



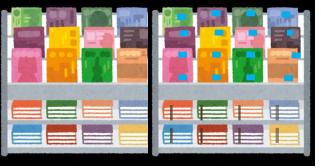
卑わいな姿態等とは ※(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含みます。)



- ●全裸、半裸または、これらに近い状態での卑わいな姿態
 - ・陰部、臀部又は胸部を誇示し、又は露出した姿態

 - ・自慰の姿態・ 排泄の姿態・ 聚縛の姿態
- ●性交またはこれに類する性行為等
 - 男女の性交又は性交を連想させる行為・強姦その他の陵辱行為、児童虐待行為・同性間の性行為・変態性欲に基づく性行為等

成人向けコー



一般書籍

有害図書類

成人向けコーナー

和歌山県健全育成条例の規定により18歳未満の方の 購入・閲覧をお断りします。

梱包方法





ビニール紐で梱包若しくは見開き部分をテープで貼付す る等して一般書籍と区分するようにしてください

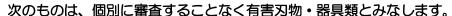
有害器具等の販売又は貸付けの禁止等(第16条)

刃物類や器具類の販売業者等は、<u>有害な刃物類や有害な器具類</u>を青少年に販売、贈与、頒布、交換、貸付けをしてはいけません。





- ※有害な刃物類・器具類とは青少年の健全な育成に有害なものとして知事が指定したもの
 - ①構造、機能等が人体に危害を及ぼすおそれがあるもの
 - ②著しく性的感情を刺激するもの
 - ③犯罪を誘発、助長するおそれがあるもの
 - で知事が指定したもの。



- ①刃体の長さが6cmを超えるもので一定の基準を満たすもの
- ②圧縮空気、圧縮ガス等を利用し、弾丸を発射させる玩具で一定の 基準を満たすもの。
- ③主として性に関する器具・玩具その他の物品であって一定の基準を満たすもの。





広告物に関する規制(第17条)

著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴・残忍性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれのある看板、ポスターその他の広告物を掲示してはいけません。

内容変更命令、撤去命令等の命令に従わなかった場合は、

罰則30万円以下の罰金

自動販売機による図書等の販売等に関する規制(第18~19条)

●届出

自動販売機等を設置する者は、自動販売機を設置しようとする時は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。



届出事項に変更が生じた場合は、遅延なくその旨を届け出なければなりませ



罰則5万円以下の罰金又は科料

●管理者の設置

図書・器具等の自動販売機を設置する者は、自動販売機ごとに設置場所と同一市町村の区域内に住所を有する管理者を置かなければなりません。

罰則10万円以下の罰金

●収納の禁止・除去義務

図書類、器具類を販売する業者又は自動販売機等管理者は、有害な図書類等を自動販売機に収納してはいけません。

罰則30万円以下の罰金

収納されている図書類等が有害指定されたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければいけません。 罰則30万円以下の罰金

夜間興業等への入場禁止(第20条)

次の営業を営む者は、保護者同伴の15歳に達した日以降の最初の3月 31日を経過した青少年を除くほかは、青少年を客として入場させてはい けません。

罰則30万円以下の罰金

興業者等は、夜間に営業を営む場合は、あらかじめ、規則で定める様式 により、店舗の出入口等の見やすい箇所に、青少年の夜間入場を禁止する 旨の掲示をしなければいけません。

罰則10万円以下の罰金

入場が制限される施設

- ①映画館、演劇、演芸等の興業施設
- ②カラオケボックス
- ③ゲーム機を設置している店舗(ゲームコーナー)
- ④インターネットカフェ・マンガ喫茶
- ⑤ボウリング場やビリヤード場
- ⑥設備を設けて客に水泳、スキー、スケート、卓球、テニス、野球 の練習、ゴルフの練習、アーチェリーを行わせるもの

※③について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等も関する法律(以下「法」と記載)で規定され ている「ゲームセンター」については、同法施行条例により午後6時から午後10時前の時間において、16歳未満の青少年(保護者が同伴する者を除く。)を営業所に客として立ち入らせてはならな いこととなっています。



- ・「年」には、当該年の前年4月2日から当該年の4月1日までの間に15歳に達する青少年 の生まれた日のうち最も遅い日の属する年を記入します。
- 縦書き・横書き何れも可能です。
- ・長辺は100cm以上、短辺は30cm以上としてください。





掲示様式

除が入か和 き同場ら、山 す固年県のおり お四少 断時年 年りま健四いで全 月たの育 し間成 日は、例は、例に が前に生まっ。 十八歳ま により、 ましま、 保の後 た保の後方護方十 を者の時

携帯電話インターネット事業者等の講ずべき措置等(第21条の9)

携帯電話インターネット事業者等は、使用者が青少年の場合、保護者に次の事項を説明するとともに、その内 容を記載した書面または電磁的記録を交付しなければなりません。

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「インターネット環境整備法」と記載) 第14条関係
 - ・インターネットの利用により、青少年が有害情報を閲覧する可能性があること
 - ・フィルタリングサービス、フィルタリング有効化措置の必要性と内容に関すること
- 会例第21条の9関係
 - ・青少年がインターネットを不適切に利用することで、犯罪による被害を受け、又は犯罪を誘発するおそれがあること
 - 保護者は、フィルタリングサービスを利用しない、若しくはフィルタリング有効化措置を希望しない場合、利用等しない旨の申出書面等をインターネット事業者に提出する必要があること
 - 契約に係る携帯電話端末等が備える通信機能

技術の進歩が急速に進み、パソコンやスマートフォン等がインターネットを介した便利なコ ミュニケーションツールとして青少年に広く浸透しています。

ネット上には、青少年にとって有害な情報が氾濫しており、青少年が犯罪被害に巻き込まれ る事例も生じています。

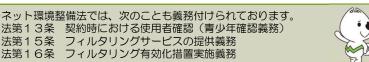
携帯電話端末等の使用者が青少年かどうか必ず確認してください。

説明義務は、新規契約だけではなく保護者からフィルタリング解除の申出があった場合にも 生じます。

> インターネット環境整備法では、次のことも義務付けられております。 法第13条 契約時における使用者確認(青少年確認義務)







金銭の貸付けの禁止(第24条)

青少年に金銭の貸付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付を含む)や貸付けの媒介をしてはいけません。

罰則30万円以下の罰金

立入調查(第31条関係)



知事が指定した立入調査員は、条例の施行に必要な限度内で夜間興業場等の関係場所に立ち入り、調査、質問、資料の提供を求めることができます。正当な理由なく、調査を拒む、妨げる、逃げる、虚偽の陳述をする、資料の提供を拒む、虚偽の資料を提出する行為には罰則が科されます。

罰則10万円以下の罰金

県民の責務に関する事項

質受け・買受けの禁止(第23条)

何人も正当な理由がある場合を除いて、青少年から物品を質にとり、買い受け、質入れ、売却の委託を受けてはいけません。 青少年が業として物品を売却する場合を除きます。

罰則30万円以下の罰金

入れ墨の禁止(第25条)

何人も青少年に入れ墨をしてはいけません。

青少年に入れ墨をするように勧誘したり、入れ墨をすることを周旋してもいけません。

罰則1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

淫行・わいせつな行為の禁止(第26条)

何人も青少年に対して、淫行やわいせつな行為をしてはいけません。

罰則2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

何人も青少年に対して、淫行やわいせつな行為を教えたり、見せてはいけません。

罰則6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

児童ポルノ自撮り画像要求行為の禁止(第26条の2)

何人も青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等(自撮り画像)の提供を求めてはいけません。

悪質行為者には、罰則が科せられます。

罰則30万円以下の罰金



悪質行為者とは

- 拒まれたにもかかわらず、さらに要求した者
- 騙したり、威嚇したりして要求した者
- 何らかの報酬と引き換えにして要求した者

を指します。

※ 児童ポルノとは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児 童の保護等に関する法律」に規定する青少年の裸や下着姿などの画像を言います。

自撮り画像被害がもたらす危険性

ネットへ画像が流出・拡散



全てを削除することは不可能であり、将来にわたり苦しめられる。

二次被害



画像をもとに脅迫等され、金銭の要求や性被害などの重大な事件に発展する。



指定薬品類の譲渡等の禁止(第27条)

何人も指定薬品類を青少年が不健全に使用するおそれがあることを知って、青少年に譲渡したり、所持させてはいけません。

青少年に不健全に使用してはいけません。

罰則30万円以下の罰金

※指定薬品類とは、 身体に催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類で、知事が指定するものをいいます。

場所提供等の禁止(第28条)

何人も、次の行為が青少年になされるおそれがある、又は青少年が次の行為を行うおそれがあることを知って、場所の提供をし、又はその周旋をしてはいけません。

罰則1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 淫行又はわいせつな行為をすること
- 大麻、麻薬、あへん又は覚醒剤(覚醒剤原料を含む)を使用すること
- 有害薬品類を不健全に使用すること
- 飲酒又は喫煙をすること
- ※「周旋」とは、他人のために世話をしたり、第三者との間を取り持ったり 掛け合ったりすることをいいます。



非行助長行為の禁止(第29条)

何人も、青少年に対して非行もしくは家出を行うことを誘引したり、非行集団に加入すること等を勧誘、強制する等の非行助長行為をしてはいけません。

割則1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 青少年が集団から脱退することを妨害してはいけません。

罰則1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



《対象となる非行行為》

第28条に規定する行為のほか

- ・ 道路交通法第68条に規定する行為
 - ※ 2人以上の自動車・自動二輪車・原動機付自転車の運転者が、これらを2台 以上連ねて通行又は併進させ、共同して著しく道路における交通の危険を生じ させたり、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる共同危険行為や共同迷惑行為 等の暴走行為をいいます。
- ・家出を行うように勧誘、あおり、そそのかし、強制する行為

または、これらの行為を行わせる目的で、金品その他財産上の利益又は便宜の供与を図る行為をいいます。

お問合せ

和歌山県環境生活部県民局 青少年男女共同参画課 健全育成支援班 〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

☎直通 073-441-2502 FAX 073-441-2501

